

令和7年度茨城県国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール実施要領

1 趣 旨

この要領は、国土緑化運動・育樹運動の一環として、植樹及び森林・樹木の保護・保育の助長並びに県民の緑化思想の高揚を図るために実施する令和7年度茨城県国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクールについて、必要な事項を定めるものとする。

2 主 催

茨城県、公益社団法人茨城県森林・林業協会

3 後 援

茨城県教育委員会

4 募集するポスター原画

- (1) 図柄は自由とするが、国土緑化の意を表し、特に植樹及び森林・樹木の保護・保育または環境緑化意欲の高揚を強調したものであること。
- (2) 表現は手描きに限る。画材はクレヨン、パステル、アクリル、水彩用絵の具とし（貼り絵を含む。）、他の絵を汚損するおそれのある油絵の具等は用いないこと。
なお、貼り絵の場合には、確認用に原画を撮影したもの（カラー、大きめ）を添付すること。
- (3) 原画には文字を書き入れないこと。
- (4) 創作に限る。
- (5) 使用する用紙は画用紙（ケント紙を含む。）又は紙製ボードで、サイズはB3版（縦51.5 cm、横36.4 cm）または四ッ切（縦54.5 cm、横39.3 cm）とし、縦画（たて長）とする。
なお、パネルは用いないこと。

5 応募資格

県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒（以下「児童生徒」という。）。

6 応募方法等

- (1) 応募は1人1作品とする。
- (2) 用紙の裏面には、画題、都道府県名、学校所在地（郵便番号、電話番号を付記すること）、学校名、学年、氏名を明記し、ふりがなをつけること（様式1）。
また、制作の意図を簡潔に記載すること。
（下側に3 cm程度の余白を設けること。）
- (3) 応募は学校又は個人（学校単位としない場合に限る）とする。
学校：学校長は、児童生徒の作品の中から優秀なものを選び、参加申込書（様式2）を添えて提出する。
個人：参加申込書（様式3）を添えて提出する。

(4) 送付先

○団 体 名：公益社団法人茨城県森林・林業協会

○電話番号：029-303-2828

○送付先住所：〒310-0022 水戸市梅香 1－5－5 茨城県 JA 会館分館 2 階

(5) 締切

令和 7 年 9 月 5 日（金）【必着】

7 審査及び表彰

(1) 審査

茨城県は、別に定める審査要領に基づき、審査会を設け、送付された作品を審査し、小学校、中学校、高等学校の区分ごとに、特選 2 点以内、準特選 2 点以内、入選を若干点選定する。

また、審査の結果に基づき、上位の作品から小学校 6 点、中学校 4 点、高等学校 4 点を選定し、令和 8 年用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画として公益社団法人国土緑化推進機構あて提出する作品とする。

(2) 表彰

特選者には茨城県知事賞を、準特選者には茨城県教育委員会教育長賞を、入選者には公益社団法人茨城県森林・林業協会理事長賞をそれぞれ授与する。

8 その他

(1) 入賞作品の著作権は、(4)に定めるものの他は、茨城県及び公益社団法人茨城県森林・林業協会に帰属する。また、応募作品は、原則として返却しない。

(2) 国土緑化運動・育樹運動用ポスター原画に採用された作品については、必要に応じ修正を加えることがある。

(3) 入賞作品は、緑化思想の普及啓発を図るため、ポスター以外にも使用することがある。

(4) 公益社団法人国土緑化推進機構における入賞作品の著作権は、すべて同機構に帰属する。

(5) 入賞者の学校名、学年、氏名については、公表する。

(6) 個人応募により入選した場合は、応募者及び学校に審査結果を通知する。

付 則

この要領は、令和 7 年 5 月 8 日から施行する。